

「広島県暴力団排除条例」 改正について



施行日 令和2年4月1日

平成23年に「広島県暴力団排除条例」が制定され、暴力団排除の気運は一層と高まりましたが、未だ関係遮断に踏み切れない営業者も存在し、暴力団は「用心棒料・みかじめ料」の名目で資金源を得ています。

今回の改正では、特定業者と暴力団の関係遮断を図り、暴力団の資金源根絶を目指すため、地域と対象者を絞った上で、禁止行為を定めて違反行為者には罰則を科するなどの一部改正をしたものです。

1. 禁止行為

暴力団排除特別強化地域内の特定営業者の営業に関し、特定営業者または暴力団員による次の行為が禁止されます。



※ 用心棒料とは、営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務の対償として支払われる金品をいいます。
みかじめ料とは、営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として支払われる金品をいいます。

2. 特定営業者とは

営業の種類	風俗営業	性風俗関連特殊営業	特定遊興飲食店営業	接客業務受託営業	深夜酒類提供飲食店	風俗案内業
主な営業形態	社交飲食店 料理店 パチンコ ゲームセンター 等	個室付浴場業 ファッショナヘルス デリバリーヘルス 等	ナイトクラブ 等	コンパニオン派遣業 等	バー 居酒屋 等	風俗案内所

※ 深夜酒類提供飲食店とは、深夜零時から午前6時までの時間において営む酒類提供飲食店営業をいいます。

3. 暴力団排除特別強化地域

指定暴力団が主な活動の拠点としている次に示す地域を「暴力団排除特別強化地域」として、暴力団排除活動を強力に推進します。

広 島

流川、薬研堀地区



尾 道

久 保 地 区



福 山

松 浜 地 区



4. 違反行為者に対する罰則規定の新設

1 罰 則 内 容

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
ただし、**特定営業者が自首した場合は**、その刑を軽減し、又は免除することができる規定となっています。



2 自 首 設 定 理 由

この条例の自首は、「**検査機関に発覚した後でも自首することができる**」「**刑の軽減だけではなく、刑を免除することもできる**」ため、「**特定営業者**」の自発的な申告を促すことが期待されます。

今回の改正により、①特定営業者としては、罰則を理由に暴力団との関係を遮断するきっかけとなることや、②暴力団員も罰則が科せられるため、「用心棒料・みかじめ料」の要求抑止につながる効果が期待できると考えられます。

このような事案に遭遇した場合は、早めに最寄りの警察署に相談し、被害に遭わないように努めましょう。